

第7回西和賀町議会定例会

令和2年6月10日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第7回西和賀町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

なお、コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、柳沢安雄君、4番、高橋和子君、以上の2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月11日までの2日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月11日までの2日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、町監査委員より例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第12号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持及び拡充、教育予算拡充を求める陳情、その取扱いについて議会運営委員会に諮り審議をいたした結果、参考配付とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長・農業委員会事務局長、泉川道浩。6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。第7回西和賀町議

会定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私から、行政報告を3件申し上げたいと思います。

初めに、5月議会臨時会以降の新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。さきの5月14日の議会臨時会では、国の緊急事態宣言の発令を受け、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、11日までに3回の本部会議を開催したことについてご報告したところでございます。

国では、14日に新規感染者数が減少傾向にあり、感染拡大を防止できるレベルまでに抑え込むことができたとして緊急事態措置の区域を変更し、岩手県を含む39県の緊急事態解除を決定しました。これを受け、町では20日に第4回本部会議を開催し、岩手県における基本的対処方針、感染防止対策を参考に、町としての今後の対応方針、感染予防対策、町民への周知方法等の協議を行ったところであります。

また、国では25日に感染状況の変化等について分析、評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないとして、緊急事態解除宣言が発令されました。これを受け、町では26日付で新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、同日付で西和賀町新型コロナウイルス感染症対策幹事会を再度設置、今後は幹事会において感染症予防対策を協議してまいります。

また、県より二次医療圏ごとにPCR検査が実施できる地域外来・検査センターの設置の取組を進めるよう方針が示されておりました。地域外来・検査センターの設置についてであります。北上市では、5月28日の市議会5月臨時会において、PCR検査の検体採取拠点となる地域外来・検査センターの整備に係る補正予算が議決され、7月上旬に北上市内での開設を目指し、進められる予定です。開設後は、かかりつけ医を通じて、北上市民と西和賀町民が受診

できるようになります。

引き続き、北上市、北上医師会と情報共有し、進捗状況等を把握してまいります。

町では、今後も国や岩手県からの感染症の情報収集に努めながら対応してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましては、新しい生活様式を生活に取り入れていただき、感染予防対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、2件の寄附を受けておりますので、その内容について報告いたします。

1件目は、沖縄県名護市に本社のあるヘリオス酒造株式会社様より、手指消毒に使用できる高濃度アルコール「HELIOS SPIRITS 77」、500ミリリッター入りを144本寄贈いただいております。町内において、消毒用アルコールの確保が困難な状況にあることから、貴重なものを頂き、大変感謝しているところであります。ヘリオス酒造株式会社様のご意向に沿い、医療機関、福祉施設、公共施設等で使用させていただきたいと考えております。

2件目は、町内の1事業所様から、町の新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただきたいということで、100万円の寄附を頂いております。頂いた寄附は、今後町が実施する感染症対策に有効に活用していきたいと考えております。

次に、特別定額給付金の支給状況等について報告いたします。新型インフルエンザ等特別措置法の緊急事態宣言の下、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、簡素な仕組みで家計への支援を行うこととして、各世帯ごとの申請により、一律1人10万円を給付する特別定額給付金事業について報告いたします。

町では、5月15日に町内対象世帯である2,271世帯に申請書類を郵送し、17日から湯田、沢内両庁舎で申請書類の受付を開始したところであります。6月5日時点での申請状況につい

ては、合計で2,139件の受付をしており、対象世帯の94.2%が申請済みとなっております。また、支給状況については、これまで5月21日から6月5日まで5回の支払い手続を行っており、対象世帯の89.2%に当たる2,026件分、5億340万円の支払いを行っております。

まだ申請されていない方もおりますので、早めに申請していただきますよう、ひかり放送等により引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

私から、以上行政報告3件であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番　皆さん、おはようございます。6月定例会議会一般質問を通告させていただきました北村嗣雄です。よろしくお願いします。

議長　北村さん、マスクを着用願います。

2番　初めに、今町長より、長期的なコロナウイルス感染の状況について町の取組の報告がございましたが、極めて人類に破滅を及ぼすような長期的な感染の状況と、それから多くの犠牲者が出ております。そうした中で、幸いにも県内をはじめ当町においては犠牲者ゼロという実績をされているわけですが、今後いかなる状況でまたこれが盛り返すのか計り知れない

状況にございます。お互いにやはり細心の注意を払いながら、多忙な仕事に向かって共に頑張っていきたいと思います。

さて、私が質問通告させていただいておりますのは2件でございます。

最初に、人口問題についてでございますが、人口減少については今私が申し上げるまでもなく、以前から町においての人口減少の大きな課題として、いろいろ警鐘されてきております。そうした中で、少子高齢化が進む当町の中で、町の人口減少がますます加速しております。人口問題をめぐる現状と見通しについて、町はどう捉えているのかお伺いします。

議長　細井町長。

町長　ただいま議員さんから人口問題をめぐる現状と見通しについて質問がございました。これについて、担当課長から答弁申し上げます。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

全国的な人口減少社会到来に対処すべく、国ではまち・ひと・しごと創生法を施行し、本町でもこの趣旨に基づき、平成27年10月に西和賀町人口ビジョンを作成いたしました。その際に基準とした国立社会保障・人口問題研究所、平成25年度の推計では、西和賀町の2040年の総人口は3,183人、高齢化率54.7%と推計されておりました。

町では、人口減少に歯止めをかけるべく、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、国の交付金を活用し、特産品開発や観光、魅力化などの産業支援や移住者の受入れについて取り組んでまいったわけでございますけれども、あと空き家活用なども行ってきましたが、地域からの情報発信にも取り組みながら、平成20年から24年の平均社会増減がマイナス64人だったものが、総合戦略の後半となる平成29年度から令和元年

度にかけては平均社会増減がマイナス49人と緩やかに回復をしておりますけれども、歯止めがかかるまでには至っていない状況であります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2 番 この現状というか、町の減少する訳というか、理由は町としてはどのように分析しておりますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

まず、全国的に少子高齢化ということでございまして、この流れは西和賀町だけのものではないと思っております。80年代は全国的にデフレの傾向でございまして、それがずっと今も継続しているような状況でございます。そのようなことで、なかなか所得も上がらなかったということがあります。非正規職員というのがどんどん増えてきたというのがありますし、あとは女性が社会進出をどんどんするような形になってきて、そのようなことから、結婚する人たちが減少し、また子供を産む人たちも少なくなったというのがまず流れになっていると思われま。

西和賀町におきましてもそういう人口減少なのですけれども、例えば農業の後継者が不足してきたとか、あとは観光の入込み客数が減少してきて、それに伴って町内の商店、サービス業関係もやめる方が多くなったというようなこともありまして、人口はまた減少が加速してきたのかなというふうに捉えております。

議長 北村嗣雄君。

2 番 今課長が申し上げたのもやはり当然だというか、その要因の一理にはなると思いますが、私を感じるには、これは自然的なものもあると思いますが、やはり生まれる子供の数より亡くなる人がかなり多い、これがまず大きな要因でもあると思います。

それから、やはり適齢期の青年が少ない。特に女性が少ない。それから、やはり結婚しない

男女が多いのですね。できないのか、しないのか、その辺はいろいろあると思うのですけれども。それから、やはり子供1人あるいは2人を産むのが精いっぱい、3人以上の家庭というのはごく僅かではないのですね。

あと社会的な問題でもあると思うのですけれども、やはり新しく住む人より別な地域に移住する人のほうが多い。これは、実際こうして見て、毎月、年間のあれ見てもそうなのですけれども。あと進学や就職で地域を離れ、戻ってこない。中にはUターンもされているのですが。あとは、転職などで地域を離れている、こうした要因が私は大きなというか、数多くあるなど感じるわけですが、これに対してやはり何かしら町として新しく、こういう山村地域に定住を希望する方は別としても、ここの地域で生まれ育って、そしてやはり他で仕事をされて、あるいは生活をされている、家族を持たれている方、こういう方たちが地域にUターンというか、戻ってこられる、あるいは来たいなというような何かアクションを起こすきっかけがないと、やはり実際のところ、この推計の中で出ているものから見ると、大変今後厳しい町の状況になると思うので、この辺はどのように捉えているのか伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたしたいと思います。

先ほど私がお話ししたのは、何となく全国的な流れという部分での話でしたけれども、議員がおっしゃるとおりでございますけれども、まず20代の人口流出というものがやっぱり一番の原因かなというふうに捉えておりまして、女性のほうも定住しないという状況だというふうに思っております。

そのようなことから、その方々に対する強い支援というようなことも検討していかなければならないというふうに捉えているのと、あとは移住定住者の策としては、やっぱり住宅の確保というような部分も大きな問題でございま

て、今まさにコロナの関係ですごくクローズアップされているのですが、例えばテレワークというような働き方もあって、どこにいても仕事ができるというようなこともございまして、ここ西和賀町は自然環境もよいし教育環境もよいというふうに私は思っておりますので、そういう環境のところに、では何が住むときに不足しているかという、そういうふうな住宅の部分だったり、あとは雇用の部分だったりというふうに思うわけでございます。まずそのところにも力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 これは本県のみならず、本県というか本町のみならず、県内でも各市町村の大きな課題になっているわけですが、特にも県内の中で西和賀町は今後人口比率も40年には51%という推計が出ているわけで、やはりこれをただ見ているだけの状況ではますます加速するわけで、何かしらやはり町として最大限の努力が必要ではないかなと考えるわけでございます。

ちょっと次に移りながら質問していきたいと思いますが、今後、町の人口推移及び将来人口の推計から見ると、2040年には推定人口2,883人、高齢化率が57.5%、人口65歳以上が1,658人、64歳以下が1,240人と示されております。こうした中で、いろいろ今ふるさと振興課長のほうからお話があったわけですが、やはり長期展望に向けた町の取組が今後本当に重要視されてきていると思うのですが、その辺は全体的に、町長としてどのような見解を持っているのかお伺いしたいなと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、これから長期的に予想される人口減少についての質問であったというふうに思います。今人口減少は国全体の中で進んでおりまして、この傾向を簡単

に逆行させることは不可能というふうに捉えながら、重要なことは人口減少を認めながらもその中で地域を継続できる、いかに継続するかという手法を心がけていかなければならないのだろうというふうに思います。それを実現するために必要な要素を手がける、例えば先ほど担当課長が申し上げましたように、住宅受皿としてのそういう環境を整える、あるいはテレワークに対応できる施設整備を、環境整備を整えるというような手法も必要であろうかというふうに思います。

そして、最も一番子供たちあるいは親の人たちにとって大きいのは、やはりその地域に住むということが自分になじめるかどうかということ。やはりどうしても都市部のほうの利便性に人生を持っていきたがるという方が多いわけですが、私も数の多寡をいえば、少なくともいいからこういう環境の中で生きていきたい、そういう人を育てるということが大事かなと思っております。

そういう意味では、我々がこれまでやってきた西和賀の魅力の在り方を子供たちに伝えるということ、それを続けながら、さらに今まで気がつかなかった子供たちを育成するための西和賀の魅力をきちっと整理しながら、ここで生まれ育った、あるいはよその人にでもいいのですが、西和賀の魅力をきちっと伝える、体験させる、そういう機会を通して人を育てていくこと、これが重要ではないかなというふうに思っております。

人口減少が進みながらも、きちっとここで誇りを持って楽しく、ここの自然のすばらしさを享受しながら人生を謳歌できる、そういう人たちの集まる地域であってほしいなと、そういう町を目指していくべきかなと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 2040年といってもまだ先があるような感じはしますが、ただ毎日やはり減少をたどっております。やはり町としてあらゆる手段を取り

ながら、環境づくりもそうですが、ここの地域を離れていた方が、ここで生まれて出ている方が戻ってこられる、あるいは来たいというような状況をつくることも一つの考えではないかなと思います。やっぱりそれなくして、関係のないというか、全くよその都市のかの人が定住といっても、何人かはいるかもしれないけれども、人口減少につながる結果に果たして、それだけでは結びつくかといったら、私はなかなか程遠いのではないかなと考えます。

そうした中で、3番に入っていきますが、人口減少に伴い自治体の財政規模も大幅に減少するものと思われます。そうした中で、自治体が存続できても、少なからず存続できても、今後十分な行政運営や住民の行政サービスが低下するものと思われるが、その考え方というか、所見はどうか。

そして、私がちょっとこの資料で見た場合、4月現在で西和賀の人口が5,444人ですが、やはり推計で言ったような形でどんどん減っているのですね、推計のとおり。町としては、自治体の存続もそうですけれども、一つの住民に対する十分なサービスができるまでの人口ボーダーラインというのは幾らぐらいで何人ぐらいまでが限度だと思っているのか。やはり人口が減少することによって、もちろん財源の確保も、自主財源もなくなるわけですが、もちろん交付金も少なくなる。そうした中で、自治体が本当に存続するのみで終わるような形になるのではないかなと思うのですが、その辺の町としての考え方を伺いたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 人口問題3つ目の財政規模の縮小と住民への行政サービスの低下に関する質問にお答えいたします。

本町の財政は、地方交付税や補助金といった依存財源に大きく頼った構造になっております。これまでもご説明をしてきておりましたが、平成28年度から地方交付税の合併特例措置が段階

的に縮小されております。既に28年度からこれまで4億円削減され、今後さらに2億円削減される見通しであります。令和3年度から交付税の特例措置が終了するということになってございます。このように、町の財政収入の大宗をなす地方交付税の減額によって、財政規模の縮小に見合った対応が急務となっております。

一方で、平成30年度からスタートした第2次総合計画の各種事業を着実に進めていくことによって、住民の行政サービスを維持し、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。このため、既に目的を達成した事業や、昔の仕組みのまま漫然と実施してきているような業務の見直しや縮減をした上で、第3次行政改革大綱と連動した取組を行うことによって、必要な財源を生み出していかなければならないものというふうに考えております。このことから、これまでの業務の見直し、現在と将来を見通した業務の改善及び改廃に当たって、町民の方々に十分な説明を行い、協力をいただきながら取組を行う必要があると認識をしておるところでございます。

昨年度については、ご承知のとおり庁舎の在り方、老人医療費制度の取扱い、温泉施設の取扱いについて方針を示し取組を進めてきたところであります。

今後においては、3月定例会の施政方針演述の中でお示ししたとおり、地方財政の専門家のご指導をいただきながら、将来を見通した中期財政計画を策定し、健全な財政運営を前提として、各種施策の事業の展開に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。いずれにしても、今2020年、40年までの、私が専門の方が出したものを見ますと、2040年には、具体的に見た場合に、25歳から39歳の女性が100人を割る78人なんていう推計が出ています、西和賀町は。あと65歳以上の人口が1,659人、57.5%の高齢化

比率が指摘されております。これを見るからには、やはり一刻も猶予のない、何かの取組が必要かと思われま。

今企画課長のほうからいろいろ現状に取り組んでいる状況等をお伺いしましたが、ただそれのみではなかなか解決策に、あるいは歯止めになる成果が出せるのかどうか、やはり真剣に考える、あるいは町として、自治体の維持もそうですが、住民の生活を守る、そういう役目を果たせるのかということも当然問われてくるわけで、私が去年の6月議会において、政治理念というのを質問し、町民の命と生活を守るのが町の政治理念ということをお願いしております。まさにそのとおりで、やはり人口減少に伴って、自ら自治体自体が存続を危ぶむような状況がこつこつと迫ってきておりますので、その辺を改めて町長にひとつ、熱意というか、取組をお伺いしたいなと考えます。よろしくお願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから、今後の将来を見通しながら、人口減少の中でどう住民の生活、命を守るかということであったというふうに思います。行政の何よりも責務は、やはり住民が安心して暮らせる、生活とその命を守るということが最大の使命であろうかと思ひます。したがって、私は第一義的に必要な教育とか福祉、それをしっかりと、安心できるものを用意しなければいけないというのが最大の行政の使命であろうというふうに思っております。その上で、さらにここで快適な生活をしていくために必要ないろいろな暮らしのお手伝いが充実されればいいということだというふうに思ひます。

これまでは、過去の歴史は、人口増の中でそれらを成し遂げてきた部分があります。しかし、これからの歴史は、人口減少の中でそれをどう維持できるか、維持できない場合は何を捨て、何を残すかということの選択が迫られることもあるかというふうに思ひます。それは、今までは責務以外のやっぱり非常に高度なサービスを

提供してきた、それをつくり上げてきた歴史があると思ひますので、なかなかそれを維持できないものも今後の将来においては出てくる。しかし、住民が安心して暮らせるための、守らなければならないものをしっかりと確保するための取捨選択になるのだらうというふうに思ひます。

我々に大事なことは、いつも申し上げるのですけれども、西和賀で得意なものをめでて、生産して、それを加工して、それを販売する、それによって経済効果を得て、その経済効果をどうまた住民生活にお返しするかということが我々の大きな責務であらうと思ひます。これは、歴史的な過去とまた違った大きな展開、今回のコロナの問題でも、インターネット販売とかが拡大しておりますので、そういう意味においては、こういう地域にあつても、いいものをつくれれば全国的に、全世界的に販売の可能性を繰り広げることができるということがあると思ひますので、そこら辺はいろんなこれからの担い手たちと相談をしながら、生産の方法、販売の方法を、新たな将来に向き合える、戦える体制を整えるということ弾力的に検討しながら取り組んでいくことだらうというふうに思ひます。

そういう意味で、これまでノウハウ、技術を育ててきました先輩の皆様方の力をお借りしながら、若手のそういう技術力も導入、引き込みながら、西和賀の可能性を大きく拡大していくという方向を目指すべきだというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 今町長が申し上げたように、やはり精力的に、重要課題として今後も私も積極的に課題の事案として意見交換していきたいと思ひますので、ぜひその取組を希望いたします。

それでは、次に入りますが、おでかけバスについてでございます。これは、同僚議員が度々いろんなところで話題というか、議案にして意見を述べておりますが、私が申し上げるのは、

路線バスの路線廃止が予定されている中で、町のおでかけバスの運行は住民に対し重大な役割を果たしている、これは申すまでもなく皆さんもそう思っていると思います。そうした中で、住民の利用状況と、それからバスの運行状況について、見直しについてまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 おでかけバスのご質問にお答えします。

ご案内のとおり、おでかけバスは平成30年10月から、これまでの患者バス、患者輸送車に代えて、利用目的を限定しないおでかけバスの運行を始め、昨年10月からは1乗車につき運賃100円の本格運行に移行しております。

利用状況でございますが、初めに令和元年度の運行の状況になります。運行日数は238日、バス2台がそれぞれ1日2往復、走行距離は湯田バス、青いほうのバスなのですけれども、年間約4万キロ、沢内バス、赤いバスになりますけれども、これが年間5万キロの走行となっております。

また、利用者数は、往路なので、行きだけということになりますけれども5,075人、復路で4,513人、帰りが4,513人、年間延べ9,588人にご利用いただいております。なお、バスごとの利用者数は、湯田方面で、延べ人数になりますけれども、2,824人、1日当たり、これも延べなのですが、11.8人の乗車でございます。沢内方面、こちらも延べになりますが、6,764人、1日当たりで見ますと28.4人の乗車となっております。

なお、利用目的を往路の降車場所、降りた場所で見ますと、通院が全体の75%を占めてございます。買物は10%程度と推測してございます。また、1便目で病院、通院して、2便目で買物等に向かう利用も散見されますので、通院以外での利用や複合的な活用も広がりつつあるというふうに見ております。

今後の見直しについてでございますけれども、

車両の老朽化に伴うバスの更新時期を控えていることから、利用状況に応じた車両の小型化や運行ルートの見直しを検討する必要があると考えてございます。また、有料化に伴い大型二種免許等の指定要件があり、運転手の確保や運行管理の徹底が課題となっております。最近では、新型コロナウイルスなどの感染症対策も喫緊の課題というふうに捉えてございます。

おでかけバスは、公共交通機関の一つとして、町民皆様の生活に重要な役割を果たしていると考えてございますので、今後の交通環境の変化や交通弱者の増加に対応するため、将来にわたり持続可能な公共交通体系の確立に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。おでかけバスは、やはり極めて今町の特に高齢者等については重大な役割というか、交通アクセスになっているわけですが、私は今、日程とか更新については駄目だとか何かというのは全く考えていないのです。今までの経緯から見てやられていると思うのですが、週間日程でコースが組まれておりますが、これは年間、見直しとか、あるいは住民のいろんな意見とかというのは集積されて、見直されている事例はございますか。ちょっとその辺について伺います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず、見直し等、住民のご意見ということですけれども、それぞれその時期にもよるのですけれども、例えば冬の時期ですと、ある地域に人が住まなくなるというようなこともございましたりして、そこには行かないという、行く必要がなくなるといった場合などについては、ある区間運行しないというような見直し等も随時させてもらってございます。ただ、大きな見直しとなりますと、国のほうの運輸支局ですか、届出等が必要になってきますので、軽微な見直

し等は随時お聞きしながら対応させてもらって
ございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。実はこれはある一部の、
住民の声でもあるかもしれませんが、週間日程
でコースが組まれているのですが、1つはおで
かけバスというのは従来は患者輸送車のバスの
継続であるわけですが、当然お買物も可能
な今、それなりの配慮をされて乗り降りでき
る状況になっているわけですが、実はおで
かけバスの配車についてですが、毎週金曜
日に眼科、診察がさわうち病院で行われてい
るわけですが、毎週というか1週間飛びでも、
主に金曜日ですが、この場合、川舟以北にはこ
のバスが行っていないのですよね。それで、実
際に利用したいという方は数が少ないかもしれ
ないけれども、町内には眼科という個人病院は
ないわけですし、それでできればその辺のコース
の見直しもというか、検討してもらえないの
かという声も出ています。私のところは最北端
ですから、……（聴取不能）……というのは、
さわうち病院ばかりではなく利用している方は
多いかもしれませんが。

それから、もう一つは、これは私の地元のほ
うの件なのですが、コースについてです
が、このコースが駄目とか何かではないのです
けれども、以前にちょっと変更されて、たまた
ま今回変更されて除かれているというか、遠く
なっているところが、高齢者が出ているところ
があるのですよね。それで、おでかけバスを利用
するには200メートルから300メートル歩かな
いとできない方がいるのですよ。それで、その
辺、何かの方法というのはないものかと。今現
在のところにいるところは若者もいる、それか
ら年配者も高齢者もいますけれども、意外とそ
こは使われていないのではないかなと思うわけ
で、その辺のある程度柔軟性を持った、時期的
には高齢者がいなくなればやっぱり利用者は少
なくなるかも分からないけれども、住民のせつ

かくのおでかけというか、利用バスですので、
個人的な一方的なあれは別としても、私も考え
るには、ちょっと最初の基本路線から変わって
いるなどはまず思っていました。その辺を今後
検討していただけるのであれば、当然地域には
区長もおりますし、それからその関係の方も
いらっしゃると思うので、ひとつお願いしたい
なと思います。

いずれこのバスについては、今後高齢、私も
そろそろその一人になるのですが、やっぱり免
許の返納とか、あるいは健康の維持が難しくな
って、やはりバス利用者も当然出てきておりま
すので、今後そうした住民の声を聞き、ニーズ
に応えた利用をさせてもらえたら、やっぱり一
層利用する住民の方たちにとっては大変助かる
のではないかなと考えますので、ひとつ今申し
上げたようなのを参考にしながら検討してい
たきたいと思います。

私の一般質問については以上でございます。
いずれいろいろ町の課題は山積しておりますの
で、できれば次回も及ばずながら、こうした意
見を交わしていきたいと思えます。今日はどう
もありがとうございました。

終わります。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いた
します。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、高橋和子君の質問を許し
ます。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。一肌脱いで頑張ろうと思
ひまして。なんか涼しいような。

私から、今回はコロナの問題と、それから新
しく教育長さんが赴任されましたので、所信表
明めいた質問にさせていただきましたので、よ

ろしくお願いしたいと思います。大歓迎でございますので、よろしくお願いします。

マスク、もともとおかしいのに、ますます聞こえにくいかもしれません。

それでは最初に、この順番でやっていきたいと思っておりますので、ご答弁のほうをお願いいたします。新型コロナウイルス、最初は国のほうでも大したことないだろうというふうな予想だったようですが、本当に進むにつれて、非常に大変なウイルスだということが分かってまいりまして、感染経路も1つではなくて、消化器のほうでも感染するだろうというふうなことや、味が分からないとか、そういったことで、どんどん研究が進められて、テレビを見ていると、最初に唾液腺に感染するというお話でしたよね。そして、舌とか口の中、そして喉のほうに広がるというふうなことが言われておりまして、どんどん、どんどん変化していきますので、なかなか医学的にもついていきにくいような感じもします。それと同時に、恐ろしい伝染力があって、ここずっと緊急事態宣言されながら、3密をみんなで守りながらというふうなことで、経済にも大きな影響があるという、非常にまさに緊急事態だと思っておりまして、少しずつ明るい方向に向かっているのかなというような気もしますが、何となく一般質問通告した時期からずれていまして、後追的な質問になってまいります。やはり押さえながら、ご答弁いただきながらということをお願いしたいと思えます。

コロナのほうの第1番目には、岩手県は二次医療圏に発熱外来とPCR検査センターを設置するという情報がありました。そこで、通告した時点ではどういうふうな形になるか分からなかったもので、早く知りたいなということで、いつ、どこに、どういう形で設置されるのかということでお伺いをしたわけでございますが、先ほど町長からご説明がありましたが、この件について改めてご答弁としてお願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからの質問は、新型コロナウイルス対策の発熱外来、PCR検査センターの設置についてでございます。担当課長のほうから答弁申し上げてまいります。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 二次医療圏における発熱外来とPCR検査センターの設置についてお答えいたします。

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の疑いがありPCR検査を必要とする患者に検査を実施する検査体制を拡充するため、二次医療圏ごとにPCR検査が実施できる地域外来・検査センターの設置について、医師会や行政に対して取組を進めるよう方針を示しているところです。県内では、5月18日に一関市と宮古市、6月4日に奥州市、6月9日に釜石市が地域外来・検査センターを開設し、PCR検査体制が整えられている状況にあります。

岩手中部圏域では、北上市が北上医師会との協議を進め、5月28日の北上市議会5月臨時会議において、北上地域外来・検査センターの整備に係る補正予算が議決されたところです。北上医師会には西和賀町の医療機関が所属していることから、西和賀町民も北上地域外来・検査センターにおいてPCR検査が受診できる体制が整えられる予定となっております。

北上市から、今後北上医師会等との具体的な設置時期、設置場所、センター機能等について協議を進め7月上旬には開設したいという考えであると伺っております。

議長 高橋和子君。

4番 何となく、岩手日報のニュースで載ったときに、多分そこが拠点になるのだなという気がしておりましたので、納得です。

ちなみに、9か所の二次医療圏があるそうなのですが、二次医療圏の9か所というのはどこになるのかお知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 二次医療圏の九つにつきましては、盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸の九つに二次医療圏が分かれています。

議長 高橋和子君。

4 番 ありがとうございます。

それでは、2 番目ですが、岩手県内の感染者は現在もゼロであるということで、現時点でもゼロということでございます。ゼロではありませんが、検査数がゼロではない。何百人というような単位で報道されておりますが、検査数は現時点でどれぐらいになっているのか。

それと、検査が必要だという背景があるわけですね。調べてみたら、陰性だから岩手はゼロというような結果になるわけなのですが、そういう不安な面があって検査をするということですから、不安な面ということは県民みんなで共有しておく必要があると思うわけなのです。ですから、そういったことで、検査に至ったそういった背景ということで、把握されているかなと思いますので、お伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 岩手県のPCR検査数は、6月8日現在で761件であります。内訳としまして、行政検査件数が478件、民間の検査件数が283件となっております。民間検査件数には、先ほど答弁させていただきました各地域で設置された地域外来・検査センターで実施されたPCR検査数も含まれております。

現在PCR検査は2つのパターンで実施されておまして、本人または医療機関等から帰国者、接触者の相談センターのほうにご相談をいただいて、そして各保健所において判断して、帰国者・接触者外来にある医療機関で実施する場合と医師の判断により各地域に設置された地域・外来検査センターで受診する場合と2つのパターンがあります。

PCR検査の実施は、まず発熱等の症状、それから国外への渡航歴、それから感染症が発生

している地域への往来等を総合的に判断して実施していると伺っております。

議長 高橋和子君。

4 番 発熱や外国渡航、それから感染者が多い地域との交流というようなことで、本人が自覚的に申請しながら検査するという経過だったのかなと思います。

そうしますと、特別取り立てて、今までの経験から学んで何かを特別対応するということでもないような気がいたしますので、今まで進められてきた3密を回避して、きちっとマスクをするというふうなことが基本だということが分かるかなと思ひまして、納得ですが、波が2波、3波と来るということでございますので、やはり2波あたりには岩手県も感染者が出るだろうと思っております。

そこでですが、3番目に入っていきたいと思いますが、町内で新型コロナウイルスの感染が疑われる事例が発生した場合に、第二次医療圏のPCR検査へ向かうことになると思われます。このときに、感染したかもしれないと思う方が移動するわけなのです。そのときに自家用車で家族で行くということは可能だと思いますが、公共交通機関は使えない、使わないほうがいいと思っております。そして、そういったときに自家用車で行ける人はいいが、そうでない方はどうするのかという、そういう移動手段も一つの課題にはなるかなと思います。

それと、ずっと情報が進んで、PCR検査も唾液でできるということが、最近是非常に効率がいいという話でございますので、安全であるということです。唾液検査の検体を取るには、自分で唾を出して、容器に入れて、しかるべき方法で検査するところに持ち込むということになるのだと思いますが、そういったことも含めながら、こういった、どうしてもそちらのほうに行かなければならないとすれば、感染したかもしれない方はどういうふうな行動を取ればいいのかということをお伺いしたいと思います。

す。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、交通手段について、私のほうから答弁させていただきます。

西和賀町内で新型コロナウイルスの感染が疑われる事例が発生した場合には、現在二次医療圏の地域外来・検査センターの設置がされておられませんので、まず帰国者・接触者相談センターにご相談いただきまして、まず帰国者・接触者外来を設けている医療機関を受診するように促されることとなっております。

その際の交通手段につきましては、患者様の体調次第によりますので、保健所と相談をして対応していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 唾液検査の件がご質問にありましたので、その件は私のほうから答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの検査につきましては、ただいま議員ご指摘の唾液による検査が今般正式に国から承認をされまして、今後はこの方法により検査が行われていくものと承知をさせていただきます。

ただし、唾液による検査というものは、あくまでも検体採取を指しているものでございまして、実際にはこの後採取した検体をPCR検査を行っている検査機関に輸送して、PCR検査によって陽性、陰性を調べるという手順に変わりはないわけでございます。

唾液による検体採取は、これまで行っていた鼻の奥に綿棒を入れて粘膜を採取する方法に比べ、医療従事者への感染リスクが一定程度低下することから、当院のような一般の医療機関でも比較的容易に検体採取が行われるものとして期待をしているところでありますが、検体採取を行う場合の判断基準が示されておりまして、1つは37度5分以上の発熱かつ呼吸器症状があり入院を要する肺炎が疑われる者、または医師

が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者とされておりまして、いわゆる軽症者や無症状者は除かれております。したがって、現状では症状に関わらず、患者さんの希望に応じて自由に検査が受けられるということではありませんので、この点ご理解をいただきたいと思いますところでございます。

想定といたしましては、実際にさわうち病院で唾液の検体採取を行うことになるのは、岩手中部圏域内において一定程度感染が拡大した段階になるものと思っているところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 唾液の検査で、今まだ軌道に乗っていないので、非常に限定的な方針を出されていると思いますが、もちろん危険なウイルスでありますので、取扱い是非常に慎重にやらなければならないものではあります。きちりと様式を整えれば、もっと広く、不安な人に対して検査がやれるということが要望的な面では非常に大きなことだろうと思いますが、ずっとテレビを見ていますと、そういうふうに国の動きがそうにはなかなか切れていないようなので。ですが、いろんな世論に押されて、思ったより早く唾液検査が適用されてきたと思っております。

やはり電話で、自分がこうだからという不安なときに、役場に出しておりますチラシの電話番号に電話して、それぞれが指導を受けるということだろうと思いますが、それはいいのですが、やはり町内でも発生するような状況でありまして、そういう町外の機関とだけやり取りしていると、町内でどういう動きになっているのか把握できない場合もあり得ると思うので、そういった保健所や機関に連絡するときはやはりしかるべき、健康福祉課でもいいですし、病院のどこかでもいいでしょうけれども、患者の動きがしっかりとつかめたほうがいいのではないかなと思いますが、そういった点ではどうなのでしょう。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健所さんとまず連絡を密に取っていくということで、連絡体制のほうを整えておりましたので、直接患者さんから、疑いがあるので、医療機関にというふうな情報についてはこちらには頂かなくても大丈夫です。

(保健所から来るの声)

健康福祉課長 保健所からすぐ……

(役場に来るの声)

健康福祉課長 すぐ連絡が来るような体制になっております。

議長 高橋和子君。

4 番 いずれ、よそにご老人が電話するというのは、本当はなかなか大変なことではないかなと私は思うのです。そういったので、もっと身近なところでちょっとというような思いがあるので、真っ先にやっぱり地元で把握して、うまく説明できないときは誰かが代弁して、保健師さんなり、誰なり代弁して、きちっと指導を仰ぐという、物すごく高齢者は多いわけですから、やはりその辺は適宜ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは次に、4 番に行きたいと思います。

4 番では、新型コロナウイルス関連に係る町内各事業者や医療、福祉の各施設とか農林業関係、そういったところの減収状況をどのように把握されているのか、また各業種の実態を把握した上での対応ということをお伺いしたいと思いますが、この時期より進んでおりますので、行政のほうもいろいろ対応していただいておりますので、5 番と併せて、5 番は県内各市町村では住民の新型コロナウイルス関連での困難となる生活を予測して、国の支援金とか助成金の早期支給や上積み、横出しによって住民の生活支援を行っております。安心感を与える施策に取り組んでいるわけですが、この時点ではちょっと西和賀町での取組が分からなかったものですから、このようなことでご質問をいたしましたので、西和賀町でも独自支援策もされ

ているようですので、これは住民に伝えるような思いで、それぞれの取組のところをできる限り詳しく、こういう国の政策があつて、町ではここにこういうふうに追加しながら皆さんの暮らしを応援しますよみたいなことがあれば付け加えて、政策の前には、困難なそれぞれ業種の暮らしの実態があるわけですから、それを行政が把握したところで、それぞれ対応するわけですので、そこを含めて住民にご説明して下さるような思いでご答弁をお願いしたいと思えます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、各業種の実態の把握と、それに伴う対応や支援策について計画があるのかというお話でございました。ご質問は2つでしたので、それぞれ内容について詰めてきたところでございますが、ちょっと長くなるかもしれませんが、申し訳ありません。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、世界的な規模の問題となっております。国におきましても報道などで取り上げられているとおり、経済対策につきましては進められているところでございます。国や県の対策状況を確認しながら、町といたしましても支援を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

まず、私のほうからは商工業に係る実態についてお話をさせていただきます。町においても3月以降に製造業を中心に直接伺いまして、状況の把握などをさせていただいております。また、町内の多くの事業者が加入しております西和賀商工会におきましては、4月上旬でございましたけれども、地区別、業種別に、現在や今後の影響度、資金の状況、事業の見通しや必要な対策について調査を行ってまいりました。これにつきましては、205事業者中86事業者、約4割の事業者から回答があったと伺っております。

また、全国において発令された緊急事態宣言や自粛要請が5月のゴールデンウィーク期間中

でありましたことから、さらに2回目といたしまして調査を行っております。この結果につきましては、調査件数が219事業者に対して回答数は100事業者でありました。約45%の事業者からの回答があったと伺っております。

調査の内容につきましては、今回は業種別に、さらに売上げ規模別に減収度、減収の度合いであるとか資金繰りや調達の状況、国の持続化給付金の申請状況、雇用状況や事業の今後の見通しなどにつきまして調査をしていただいております。

この中で、影響が出ているとの回答につきましては、全体の8割を超えております。業種別では、宿泊業、飲食店、サービス業の売上げ減少率が高いというふうになってございます。

減収率につきましては、売上げの前年同期比、去年の同月比、同期比ですから、期間はある程度の期間で見えておりますけれども、これにつきましては50%以上であるという事業者が7割を超えているという状況でございます。

減収幅の大きい宿泊業で組織している旅館組合からも調査結果を頂いております。また、観光協会のほうでは宿泊人数の前年同期比、これも調査をさせていただいて、去年と今年の宿泊の状況と、さらにはキャンセルの状況を把握し、報告をいただいております。

今後の対応につきましては、国や県の対策状況を確認しながら、各団体等の調査により明らかになったことを踏まえ、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、具体的な計画につきましては、併せてご質問でしたので、お答えをさせていただきますが、経営が悪化している事業者が急増しているといったことが明らかになりましたので、その減収に応じた対策を進めてまいりたいと考えております。

先月可決いただきました本町の経済対策につきましては、岩手県との共同対策として地域企業経営継続維持事業費補助金、いわゆる家賃補

助でございます。家賃補助ですとか、緊急雇用助成金として、国と県と町が一体となり従業員の休業補償に対し助成するといったものもございます。また、町内の金融機関が実施している融資事業に対する利子として、町が負担することで実質無担保、無利子で、最大500万円の緊急資金を借り受けることができることとしております。これが先月のお話でございました。

また、今回の本議会において提案させていただいております本町の経済対策といたしましては、岩手県が実施している対策資金事業として3,000万円と8,000万円の融資事業がありますけれども、この8,000万円の融資事業に対して利子補給を行うこととしております。3,000万円のほうは県のほうが出しておりますので、3年間無利子でお借りできるというような制度になっております。

また、減収幅の大きな事業者に対しては、西和賀町版の持続化給付金、これを制度化いたしまして、国の持続化給付金の上積みと横出しという考え方の中で、対象とならない、国の制度では50%以上の減収幅のある方々が対象なわけですけれども、町の場合では30%以上の減収事業者に対して、30から50未満の方については横出しという考え方になりますし、さらに50%以上の方々につきましては上乗せで、最大30万円の追加を考えております。当然対象外救済も行いたいというふうに考えておるところでございます。

さらには、影響度の大きな宿泊業、飲食業などの支援といたしまして、総額1,500万円規模の事業を実施する予定でございます。事業の概要につきましては……

(幾らの声)

観光商工課長 1,500万円です。総事業費1,500万円の事業を考えておることでございます。

事業の概要としましては、助成率50%、これは1万円分を5,000円で購入いただける応援券を発売したいというふうに考えております。こ

れを行うことで、町民と共に事業者を応援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そのほかにも、制度や申請が難しい各種制度の申請がなかなか大変だという話も聞いておりますので、商工会からの要望に応じまして、同会にパソコンを設置して、申請支援を行っていただきたいというふうに考えております。

また、このような状況でございますけれども、このような状況下だからこそ前向きに新たな事業を推し進めたいという事業者の方に向けて、新ビジネスチャレンジ補助事業の予算の提案を行っております。

引き続き、調査結果など必要な経済対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4 番 1人ずつやらないと、私が忘れる。

今ご答弁いただきました。本当に大変ですね。アンケート調査されたときに、46%、45%のご回答と、回答されない方々というのは安心な状況のようでしょうか、大体顔が分かると思いますので。それとももっと何か深刻で答えにならなかったのかということをお伺いしたいなと思います。取りあえずそれをちょっとお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 回答結果の率につきましては、あくまで統計値でございますので、回答されない方々が決して大丈夫な状況であるというふうには考えておりません。あくまでも回答結果ですので、回答されない何らかの理由があったのだろうというふうに考えております。

ただ、先ほども申したとおり、回答率というよりは減収幅の状況であるとか減収度が大変であると、影響が大きいという方々が8割であるとか、7割であるとかという状況であるということ踏まえまして、町の全体が今そういった

状況にあるというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4 番 それはそのとおりです。しかし、把握できないところに結構深刻な問題があったりするものですから、老婆心ながらお尋ねしました。大体把握されている方々だろうと思いますので、それぞれ該当する支援がきちんと受け取れるような状況でこれからもやってくださると思いますので、お願いをしたいと思います。

それで、いろいろテレビを見ておきますと、非常な持続化資金ですか、こういうのが何か変な動きがあったりしますが、途中でトンネルを抜けたらお金が少なくなったような報道がされておりますけれども、この持続化給付金は、今まさにニュースで言われているような、ああいう組織を通して交付されてくるというか、申請してあれするのでしょうか、そういったニュースで見るような、ああいった動きの中にまさにあるのかなと思いますが、関連はどうでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 西和賀町版の持続化給付金につきましては、国と比較してということではなくて、役場のほうで直接お受けして、申請に対して受けたいというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4 番 国の給付金があって、それに上乗せするわけですから、基本になる国の50%の減収の方々に対応するわけなのですが、それを町ではさらに30%の方から該当するというようなことでしょうか、その基本になる国の制度の動きが、私まさにああいった中で対応されてくるのかなと思ってお伺いしたのですが、ですよね、国の制度だから。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 国の制度につきましては、基本的にはウェブ申請になっているというふうに聞いて

ております。ですから、各事業者個人がそれぞれ申請をしていただくことを基本としているというお話でございます。それにつきましては、役場であれ、商工会であれ、商工会にパソコンを設置するといったところは、実はそういったところでございます。来ていただいた方々に親切丁寧に説明をしながら、一緒に申請ができるような形を取りたいというふうに考えております。

町につきましては、国の持続化給付金事業に連動する形で西和賀版をつくったということはどういうことかといいますと、同じ申請様式、申請の表紙は町になりますけれども、必要な売上げの状況、昨年度の売上げの状況ですとか、今年度の見込みといったものは同じものが使えることから、手続上簡略化できるものであろうというふうに考えておるところでございます。国の制度につきましても、町の制度につきましても、併せてしっかりお受けしたいというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4 番 分かりました。

では、それ以外の部署につきましてご説明をお願いします。

議長 町民課長。

町民課長 ④と⑤の質問をまとめてということでしたので、その中で国の支援金、それから生活支援策というお話もございましたので、その点について、町民課からはまず現在行われている特別定額給付金の支給状況について、町民課のほうで最初に説明したほうがよかったかもしれないのですが、そこを説明させていただきたいと思います。行政報告と重複する点もございすけれども、改めてお聞きいただきたいと思います。

令和2年の4月27日を基準日といたしまして、町では5月15日に町内対象世帯2,271世帯に申請書類を郵送しまして、5月17日から湯田、沢内両庁舎で窓口での受付を開始しまして、中3

日の21日に1回目の支給を行いました。5月はその後25、27、29日と1日置きの支給により、書類に不備がなければ、受付からおおむね8日以内に支払いはしてきたところでございます。現在日々申請件数も落ち着いてきたことでありますので、6月以降は5のつく日、5、15、25の通常支払いへと切り替えております。

6月5日時点での申請状況については、郵送申請1,430件、窓口申請696件、オンライン申請13件、合計で2,139件となっております。対象世帯の94.2%が申請済みとなっております。

また、支給状況につきましては、5月21日から6月5日までの5回の支払いで、対象世帯の89.2%に当たる2,026件、5億340万円の支払いが完了しております。

なお、必要書類の添付漏れ等があるものとして、不備通知はこれまで130件通知しておりますが、日々この数字は変わってきますけれども、追加で提出いただいたものについても順次支払いを行っております。

今後も申請漏れがないように、ひかり放送等により引き続き周知していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4 番 なかなか届かないというのは国の責任であって、末端の自治体に来ればきちっとやってくさるということかなと思いますが、やはり今課長がおっしゃったように100%漏れなくきちっと支払うように、特段にご配慮をお願いしたいなと思います。

あとそのほかにまだあるかと思いますが、お願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ④の医療、福祉の減収状況の把握と、それから⑤の特別定額給付金以外の生活支援について、健康福祉課のほうからご答弁させていただきます。

まず最初に、医療と福祉の施設についてということで、岩手県の保険医協会や全国の介護事

業者連盟で実施したアンケートの結果等と同様に、西和賀町内の医療福祉施設についても、新型コロナウイルスの感染症に伴い影響は出ているとお聞きしております。

実際の減収の把握につきましては、感染症が流行している時期や利用者の増減により、前年度の同時期と比較するのは難しいと考えますが、医療機関等からお聞きした状況では、感染症予防の観点から、受診者を制限するため診療の予約人数を制限したり、また県をまたぐ移動をしたご家族の方がいらっしゃる場合はサービスの利用を一時制限をしたというお話や、また感染症の予防対策としてマスク等の購入の費用が増しているとお聞きしております。

町では、3月に福祉施設に対してマスクや手指消毒薬の在庫状況調査を実施して、在庫の少ない福祉施設へ4月に配付をしたほか、町に寄贈していただいた手指消毒用に使用できる高濃度のアルコールを医療機関や福祉施設に提供させていただいたところです。また、岩手県からは感染症予防としてマスクなどの提供が4月以降数回にわたり届いており、感染症予防経費の軽減の一助を今図っているところでございます。

また、国の第2次補正予算において、緊急包括支援交付金が追加され、支援制度の拡充が図られてまいりますので、町では岩手県や国などの動向を踏まえて、必要な支援については引き続き岩手県や国などに要望してまいりたいと考えております。

あと生活支援の部分につきましては、児童手当の受給世帯に支給する子育て世代への臨時特別給付金、それから国の第2次補正予算において決定されました独り親世帯へ支給する臨時特別給付金の支給を今後予定しております。また、社会福祉協議会において実施している生活福祉資金の緊急小口資金の特例貸付、住宅確保給付金制度の対応もしていただいております。

今後町内の動向を踏まえ、必要な施策を岩手県や国などに要望するとともに、社会福祉協議

会と情報共有しながら、町としての対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 福祉施設や医療機関では、コロナ対策でマスクとか、そういった消毒薬は分かりやすいのですが、そのほかにやはりもしかしたらということではいろいろな対策があって、いろいろ工夫されたり、支出されたりというふうな、そういったことはお聞きしていないのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 施設のほうでお聞きしているところでは、まず感染症がもし施設内で発生した場合には消毒が必要だということで、防護服だとか、専用のゴーグルだとかというのを購入するためにいろいろと手段というか、手だてをしている等お話を伺っていますが、全国的に防護服等の在庫がなくて手に入らないというところで、ちょっとその辺りも町で何らか支援していける方策をちょっと今検討はしているところです。

あとは、施設内で、感染症に対して施設ごとにそれぞれ対策を感染症マニュアル等を参考にしながら内部のほうで協議をしているというお話も伺っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 そういったところで、人的なことで問題にはならなかったでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 感染症にかかった際の人的なことについても今施設内のほうでも議論されているようです。それで、先日町のほうに対しても人的なことについて、施設を超えて人を派遣できないかとか、人を動かすことができないかとかというお話も伺っておりますし、岩手県のほうでも今回そのような方針も少し出てきておりますので、県のほうの動向も踏まえながら、ちょっと施設等とも情報共有してまいりたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4 番 課長にもう一点お伺いしたいのですが、
こういったコロナ禍の中で、収入が減で、生活
保護の方が増えたとか、そういった状況はない
でしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナ関係で、生活保護の相
談は現在のところはありません。

議長 高橋和子君。

4 番 では、引き続きご答弁をお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほ
うから農林関係について答弁いたします。

西和賀町の主力品目である稲作とリンドウに
つきましては、まだ今年度の販売時期が来てい
ないため、減収状況の把握はこれからになります
が、現在の花卉の多品目の販売状況や市場か
らの聞き取りによりますと、西和賀町の主力で
ありますリンドウやユリについても厳しい状況
になるものと考えております。

米については、飲食店等業務用の需要がどれ
だけ回復するかにもよりますが、ある程度の影
響は受けるものと考えております。

現在一番影響を受けております肥育牛、子牛
の価格は、前年度の七、八十%になっておりま
す。

林業関係については、住宅建設が低迷し、特
に杉の需要がなくなったことにより、森林組合
の作業受注に影響が出ております。

次に、町の対策状況についてですが、畜産に
ついては今回の補正予算でお願いしております
が、家畜導入事業を拡大し、市場からの買入れ、
優良な素牛の自家保留に対して、1頭当たり5
万円の補助を行うこととしております。

花卉については、これからの価格動向を見な
がらになりますが、国、県の支援策と併せて、
来年度の再生産が可能となるよう、資材費、種
苗費等の支援が必要と考えております。

米については、経営所得安定対策の中に減収

分の9割を補填する収入減少影響緩和交付金、
いわゆるナラシ対策があります。認定農業者や
集落営農組織が加入対象となりますが、大規模
な経営体につきましてはほとんどが加入するこ
とができますので、まず価格下落に備え、この
制度への加入促進を図ってまいりたいと思っ
ております。

今後ですが、動向を見極めながら国、県と連
携し、農家等が来年度の再生産が可能となるよ
う対応を取ってまいりたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4 番 農業関係はすぐに効果が出ないというこ
ろで、本当に分かりにくいし、必要なときに
必要な手当ができるのかどうかというのがやっ
ぱり非常に問題だと思いますので、やはり途切
れることなく必要な要求やら実態を国や県に上
げていって、農家の方々が困らないようにとい
うことで取り組んでいかなければならないもの
と思います。

それで、コロナ禍の中で、これはとてもやっ
ていけないというふうな感じで、農業を、高齢
化もありますけれども、離れるとか、畜産がで
きないとか、そういった方々が見受けられるの
かなと思いますが、実態はどうなのでしょう
か。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 農家につきま
しては、前回の農業センサスで、約4分の1の農
家が農家ではなくなっております。今年の2月
に農業センサスがありましたので、その結果が
まだ出ておりませんが、その傾向は、高齢化等
によって引き続きその傾向が顕著になっている
かなと思います。コロナによってやめるとい
うよりもそういった形が多いと思いますので、
コロナの影響につきましてはまだ把握できてお
りませんので、これから把握していきたいと思
います。

議長 高橋和子君。

4 番 先ほど杉の話がありましたが、杉は収ま
ればよくなってくるとか、そういった状況では

ないですか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 答えいたします。

今の杉の需要で困っているのは、中国への紙類の需要がなくなっているということが1つ問題だということです。あと若干需要については上がってきているということですが、その辺の見極めはこれからになるものと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。

それでは、次のご答弁の方はいらっしゃいますか。

議長 和子さんの今の質問の關係の答弁者は終わりのようです。

高橋和子君。

4番 ありがとうございます。幾らか町民の方も聞いてくださっているのではないかなと思います。まだまだコロナは2波、3波と来ますので、それに備えた幅広い対策を町内一致団結して行っていただきたいし、また職員の方々もそういった仕事の中で感染するようなことがないようにと祈りながら、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、状況を見ながら必要なところへ上積み、横出しはこれからも必要になるかと思ひますので、どうかそれぞれの部署で心して注視していただきたいと思ひます。

それでは、コロナにつきましては以上で終わりたいと思ひます。

それでは次に、新しい教育長さんに質問をしたいと思ひます。休みますか。

議長 ただいま高橋和子君の質問の途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、會議を再開します。

午前中に引き続き、高橋和子君の一般質問を

続けます。

高橋和子君。

4番 では、午後の部で、もう少しおつき合ひください。午後の部は、教育長にお尋ねを、大きく2点についてお伺ひしたいということで通告をしております。1つは、男女共同参画についてです。2つ目は、社会教育の在り方についてお伺ひしたいと思います。

それで、順序に順番に従ってお願いしたいと思ひますが、1つ目として、男女共同参画がなぜ必要なかということでお伺ひしたいと思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 先ほど議員さんから励ましの言葉を頂いた教育長の柿崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。答弁が初めてですので、いろいろ言い回しに問題があるところがあるかもしれませんが、どうぞお許しいただきたいというふうに思ひます。

まず初めに、男女共同参画の必要性ということでしたので、それにお答えしたいと思います。男女共同参画の必要性を考えると、私たちの周りには、男性はこうにあるべきとか、女性はこうあるはずだという固定概念があること、またそのことが男女両者を気づかないうちに苦しめているというのだという認識を持つことが大切だというふうに思ひているところです。

この話をする前に、まだ記憶には新しいかと思ひますが、知的障害者福祉施設、やまゆり園にて起きた事件についてお話しさせていただきたいと思ひています。この相模原障害者施設殺人事件では、入所されていた多くの方々が殺傷されたとても残念な事件ではありましたが、そのとき加害者は殺人の動機として、障害者は害をなす存在であるとか、また重度の障害者は安楽死させるべきだという考え、自らの行為については社会が賛同するはずだというふうに話ししております。この加害者が話す動機に、何々するべきだとか、それから何々なはずだとい

う勝手な固定観念のために、入居していた方やそれを支えている方々の立場になれず起こした事件ではないのかなというふうに考えます。

同様に、男女共同参画について考えるときに、男だからとか女だからといった社会的な固定観念によって生じている性別役割分担で制限されるべきではないというふうに思っております。私たち一人一人が個性と能力を十分に発揮できるように、家庭とか、地域とか、行政、企業など様々な場面において創意工夫がされ、男性も女性も意欲的に、その意欲に応じて活躍できる社会の実現を目指していくものだというふうに思っております。

平成25年の西和賀町の男女共同参画プランの策定に当たって、そしてまた中間である平成29年のときに意識調査のためにアンケートが行われました。結果は、町民の半数の方がまだ社会全般に男性が優位な立場であるというふうに考えておりましたし、その原因が制度や法律にあるのではなくて、女性の社会通年や習慣、それからしきたりと答えている人が60%以上で、女性の場合は70%に近い数字を出しているということです。

さらに、このプランについて、西和賀町がつくったプランについて知っているのかという回答については、85%の方が知らないという現状、中間の調査でしたが、知らないという現状がありました。このような現状を鑑みても、やはり日常生活の中で相手を思いやる気持ちを育むためにも、また人権の問題としても、この男女共同参画ということを考えることは大切なことだというふうに思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4 番 ありがとうございます。なかなか男女共同参画は根が深くて、私も議員になって、毎年のように取り上げておりますけれども、何せ自分自身だってそういう部分があるのですよね。それは長い間、おっしゃるようにそういう社会

の仕組みの中で身についてしまっております。

しかし、やはり女性もしっかりと社会で何かをやるように自覚していかなければならないということで、自分自身を励ましながら取り組んでおりますけれども、今おっしゃるようにやっぱり全体のものにはなっておりません。しかしながら、そういう方向には来ているのだろうと思います。私が沢内村に保健婦として来てから50年ぐらいになるのですが、当時から考えると、やはり半世紀ですから、大分人間関係が、当時は嫁姑の問題が大きかったので、それもクリアしながら私は嫁をやっておりました。そこから、また嫁というのもそういう社会的な低い立場にいるということと、女性ということと重なっておりまして、しかしやはり反面女性自身も自覚的に、少しでも社会で大事な役割を担えるような立場に立てるように努力していかなければならない。

しかし、まだまだ、ここにいらっしゃる皆さんも感じておられるように、多分おられるだろうと思いますが、すっかり意識しなくてもいいというふうにはなっていないわけですね。それで、やはり行政的にも何らかの取組やら住民へ対する様々なことをやりながら変えていくということが必要ではないかなと思っております。非常に共感を得ながらお伺いしました。

それで、2 番目ですが、すぐあれして申し訳ないのですが……何かご所見ありますか、もう一回。大丈夫。

(はいの声)

4 番 2 番目ですね。今年度のこの事業で男女共同参画を促進させるような内容となっているのかということをお尋ねをしております。これは3月議会で課長からご説明を受けておりましたけれども、その時点ではあまり十分な具体的な計画にはなっておりませんでした。赴任されて、現時点ではかなり進んでいるのではないかなと思ひまして、こういう事業があるし、こうだというふうなことで、ご説明いただける

内容があるのではないかなと思ひまして、お伺いします。2番目についてです。

議長 柿崎教育長。

教育長 具体的な活動ということでお話したかったと思います。今年度の事業計画についてですが、ここに関わる重点は2つあります。

1つ目は、男女共同参画社会の理解を図ることです。そのために学習講座を今準備しているところです。次の質問とちょっと重なるかとは思いますが、性の多様性について理解を深めるという内容になっていますが、岩手県が毎年6月に開催しているいわて男女共同参画フェスティバル2020というのがありますが、今年度の基調講演がLGBTをテーマにしたもので、同性が好きだとか、それから自分の性に違和感を覚えている、または性同一性障害などの人々についての性の多様性を理解するもので、最近話題となっていることが増えていることから、男女共同参画の基本的な事項に加え、このことについて学習講座の開設を準備しています。現在岩手県の男女共同参画センターに相談をしているということがまず1点です。

それから、2点目になりますが、先ほどから話がありますように、女性が努力ということがありましたけれども、女性の地域社会活動への促進ということで少し検討させていただいているところです。そのために、昨年度好評でしたが、防災における男女共同参画講座の中に避難所運営ゲームのHUGというのがあります。その講座を今年度は4地区で開催するというような計画になっています。男女が意見を出し合い決定していく過程をこのゲームを通して経験することにより、実際の地域の様々な意思決定の場においても同等の立場で協力し合い課題を解決することになるということを期待しながら今年も行いたいというふうに考えているところです。

以上2点でした。よろしくお願いします。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。ぜひ経過を拝見したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3つ目ですが、今ちょっと触れました男女共同参画は、ジェンダー平等をクリアしていかなければならないと同時に、性的なマイノリティーの皆さん方への深い理解と支援が必要かなと思います。というのは、やはり性ということの深い理解ということを今年度の事業であるならば、そういった点でも役に立つかと思いますが、この点についてもう一度。

議長 柿崎教育長。

教育長 まず最初に、ジェンダー平等についてのことなのですが、平成29年に行った西和賀町の男女共同参画プランの中間評価で、令和4年が最終になりますが、それに向けて次のようにまとめていました。女性も男性もお互いが、自分に対しても周りの人に対しても社会的性別ジェンダーにとらわれない視点を持ち、男女が対等な関係を持って、共に様々な分野において活躍し能力を発揮することができるよう、固定的役割分担の意識解消に向けた取組を推進するということに重点を置き取り組むのだというふうにお話しされています。家庭や職場、地域の社会の中にあるジェンダーの不平等にまず気づかなければならないこと、そしてこれをなくしていくことが必要で、国連ではSDGsという17の目標があるうちの5番目にありますけれども、このことが掲げられています。

今年度には、様々な活動の中にこのことを意識づけて、男女共同参画社会の基本理念の啓発に努めていきたいなというふうに考えているところです。それがまずジェンダー平等のクリアについてですが、なかなか難しいとは思っていますが、進めていきたいと思います。

続いて、性的マイノリティーですが、性的少数者についてになります。さっきの答弁のとおり、自分の性別に違和感を覚えている人、それからまた性同一性障害などの人々を総称してLGBTまたはLGBTQ+とって、最近よく

耳にします。実際5%ぐらいの方がそういう傾向があるのではないかとされていますので、学校現場では教室に1人あたりいるのではないかというふうに言われている数になります。

誰もが働きやすい社会の実現のために、多様性を私たちは理解し尊重し合うことが必要ということで、そこで今年度、性的マイノリティーに係る学習、先ほどお話ししましたけれども、その中でも学習を通した後、相談機関との連携を図りたいと思っています。

私ごとになりますけれども、学校に勤めていたときですが、こういうことがありました。生徒の中で、やはり自分の体の気持ちに違和感を持ち、性に対して違和感を持っているということで、意を決してスクールカウンセラーさんにカミングアウトしたというケースがありました。その後、いろいろカウンセリングを重ねているうちにとても表情もよくなり、学校生活にスムーズに移行することができたという経験があります。

そこで、岩手県男女共同参画センターで、昨年度からLGBTの電話相談窓口を設置しております。町としては、専門の相談窓口を紹介するとともに、LGBTの内容としては講座の開催のように知るところから、それからちょっと一歩踏み出して相談するというようなきっかけになるようなことを今後していきたいなと、そして救われたらと思っています。よろしくお願いします。

議長 高橋和子君。

4番 性について、本当に向き合っていくということがやっぱり第一歩かなと思います。それは男性にとっても、男だから、男だからと言われて困る場合もないとは言えないと思います。いろいろだと思います。女性ももちろんそうですが、またマイノリティーの皆さん方は誰にも理解できないということで、抱え込んで、本当に苦しいらしいですね。そういった方が一人でも救われるような働き方というのは、その人だ

けではなく、やはり男性、女性のそういったお互いの人間としての価値観というか、人権というか、そういったところに行き着くのだろうと思いますので、そういった場面とか、言葉として大いに誰でも耳にしてしまうというふうなことであれば、性に対するそういう差別や格差やらがなくなっていくのではないかなと思いますので、今年度まず期待しながら拝見して、協力しながらいきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、2つ目ですが、社会教育の在り方についてですが、社会教育は町づくりにとって重要であるということは昔はよく言われたものなのですが、最近の町内ではそういった部分が少し薄れてきているのかなと思って、私はやっぱり社会教育は町づくりだと思って、町づくりの担い手、重要な位置だと思っていますので、そこからきちっとやっていただければと思いますが、ご所見をお伺いします。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、社会教育の在り方ということでお答えさせていただきます。

社会教育法が昭和24年に制定されて、その中に社会教育は青年団による地域活動や、それから婦人会の生活向上運動から発展してきたものだ。これらの地域活動や生活向上につながる社会教育を具体化していくためには、一人一人のニーズに応えた内容であること、多くの方々と地域の課題を共有して、解決に向けた取組を行ったりすることが必要であるというふうに考えているところです。

ちょっと調べさせていただきましたけれども、西和賀町においても、昨年ですけれども、今までですが、町民教養講座、それからまちづくり出前講座事業、それから公民館事業、男女共同参画事業など、複合的に地域づくりをテーマとした講座やワークショップを開催しているということでした。昨年は「食でつながる、未来へつなげる」と題して、食べる通信の高橋博之氏

の講演、また一昨年は農協、商工会の青年部、森林組合青壮年部、農業農村青年クラブのワークショップの支援を行っています。ほかにも雪の科学、雪の活用、雪国の暮らし、または健康づくりの基本、ご当地体操講座など、昨年生涯学習課が中心になって行った講座がなんと50回を超えていると。延べ人数でも720人を超えています。ほかにも生涯学習課とは直接ではないのですが、学校保健会やPTAの研究大会、それから教育振興運動交流研究集会等で様々な町の問題について取り組んでいるところです。これらの講座や研究会の開催に当たっては、ここにいらっしゃいます健康福祉課、それから企画課、さわうち病院さん、それから農業振興課、総務課、包括支援センター、学校など各課及び各関係機関にご協力をいただいているところです。

今後の町の活性化のために社会教育がどうあればよいかをいま一度反省をし、改善していきたいというふうに思っています。地域をより元気にする地域づくりの観点から、現在西和賀町で活躍している方々を招いての講演や意見交流の研修の充実を図り、特に若い方の参加も、それから経験を積んだ方も共に参加できる学べる機会やテーマを検討していくことも大事なポイントの一つだというふうに考えています。

これらの企画内容、そして併せてですが、やはりやるだけでなく、周知、場所、時間などの工夫も、そういう枠組みも検討していく必要があるというふうに考えています。

このような取組を通してですが、一人一人が夢や希望を持って、町が元気になれるような社会教育の推進に努めていきたいと思っておりますので、どうぞお力をお借りしたいと思っております。

ありがとうございます。

議長 高橋和子君。

4 番 社会教育が十分に稼働しておれば、各地域地域、各町民が主体的にいろいろな動きが活発に行われてくると思います。私の目から見る

と、やはり行政のお膳立て、そして行政に言われるように動くというふうになってきているような気がします。でも、昔の人たちは、例えば学校保健研究会とかあったときにでも、昔というとは私は沢内村で働いていたので、沢内村のことしか分からないのだけれども、やはりすごくグループ討議をしたのです。そして、自分たちで課題を見つけて、自分たちでどうするかということをやって、自分たちが実施して地域をよくしていくというのが基本だったのですが、どうしても最近は地域がおんぶしてくるような。それは、やはり常に住民に対する働きかけがあって、自覚を持ってもらいながら、自分たちでやっていくのだという気持ちが、それが町づくりにつながっていくと思うのです。

同僚議員が人口問題を質問しましたが、人口問題そのものだって、地域住民が自らどうするのかというのをもっと、今よりもっとやはり前向きに、「ああじゃないか」、「こうじゃないか」とやるようではないと解決にいかないのだろーと思っておりますので、それを仕掛けながら、継続的に学ばせながら取り組ませていくのが社会教育の役割かなと私は思っておりますので、そういったこともご検討されながらやっていただければいいなと思います。何かあれば。もう時間でしょう。

議長 柿崎教育長。

教育長 ありがとうございます。自主的にするためには、やっぱり長い時間、まずコンスタントに声かけが必要だと思っておりますので、そういう取組を今後考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいですし、町民の皆さんにも声かけをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長 高橋和子君。

4 番 まだまだ話したい気もしますが、時間が来ているようですので、この辺で終わりたいと思いますが、どうぞこれからもよろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで1時35分まで休憩をいたします。

午後 1時23分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1 番 刈田敏です。今回の一般質問は、これまで経験のない状況下での質問となります。環境的にも非常に経験がないため、やりづらいような状況ですので、できれば早々終わりたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町の状況の確認、それから今後の在り方についてのチェック、そして方向性を伺いながら議論してまいりたいと思ひます。

質問に入りますけれども、新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、質問要旨としては、新型コロナウイルスについて、町内への影響をどのように捉えているか、その対応と今後の取組について伺うということで、町内の影響と、そのことに対する町独自の支援の状況について伺うものでありますけれども、先ほどもこの件に関しては同僚議員が質問したところであります。特段各課長のほうからこれだというものがあれば答弁していただければいいと思ひますけれども、全体を通して、私自身、西和賀町はちょっとやっぱり回らなくなってきたのかなとか、大変なところが多くて、ちょっとみんなの気持ちもだんだん、最近回復してきたのですけれども、気持ちも落ち込んでいふような感じになるのではないかなという気持ちです。

そこで、このことについては、町長に対してですけれども、やっぱり町長は新型コロナウイ

ルス全体を見てどういうことを考えているのか、その辺をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、コロナウイルスの感染症について、午前中にも一部ありましたように、具体的な事例については担当課長のほうから答弁してまいりたいなというふうに思っております。

今回のコロナウイルスについて、私町長としての対応については、大原則1つは、完全にコロナという大変な事態に遭遇して、これによってダメージを受けた人を特定し、そこで必要な手当てをタイムリーに実施すべきと、そのための情報を徹底して周知していただきたい。そして、関連機関との関係を密にして、今後とも長期的なことになるだろうと思うから、現在及び将来を見て対応の仕方を考えていくという原則論を持ち上げているところでございます。したがいまして、観光商工課では商工会あるいは観光協会、健康福祉課では社会福祉協議会等の団体と情報交換をしながらタイムリーに、その深さも測りながら情報を収集していただきたい。そして、今回は国の交付金の裏づけというものもありますので、できれば思い切って大胆にそこに手当てをしたいというふうに思っております。

心配しているのは、今回のダメージがどれぐらいの期間、多分コロナについては、私はやはり治療薬がきちっと確立されない限りはまたすぐいつも起きる可能性があると思っておりますので、そういう長期的な形で支援していかなければならない。そして、新生活様式とかというふうにありまして、いろんなイベントにしても何しても、これまでと形が違ってくるわけですから、今までの経済効果をそのまま読んでいいかという難しさもあるだろうというふうに思ひます。そういう意味では、経営、商売というものに関しても、今までとは違った計り知れない影響が考えられるというふうに思ひます。

今明確にこうなるだろうということはできませんが、そこをにらみながら、生活も新しくなる、そしてそれに対する経済支援対策も変わってくるという覚悟の上でもって向き合わなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。これについては、国、県等の情報、支援もいただきながら、大胆に向かって頑張っていくしかないというふうに思っていますので、激励も含めて、いろいろみんなで頑張っていかなければならない、声がけしていかなければならないだろうというふうに思っております。

それから、町の独自支援の具体についてもこの後、担当課長のほうからということにさせていただきます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、担当課長からといったことですので、私のほうから改めましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る本町事業者への影響は、先ほども説明をさせていただいたところではございますが、改めましてお答えさせていただきたいというふうに思います。商工業における実態につきましては、町内に多くの事業者が加入している西和賀商工会において調査しており、そのご報告を受けております。

最新の調査結果では、事業者総数219事業者中100事業者から回答があり、当課においても分析をしたところでございますが、影響が出ているといった回答のあった事業者は全体の8割を超えているといった状況でございます。

業種別では、宿泊業、飲食店、サービス業の売上げ減少が高い状況となっており、資金繰りの厳しい状況であるといった回答も本業種となっておりますのでございます。

減収率では、売上げの前年同期比で50%以上の減収と答えた事業者が7割を超えております。

資金調達の状況では、約半数が借入済み、もしくは借入予定となっております状況で、今後の見通しにつきましては、58%が「分からない」と

いった回答が出ておるところでございます。そういったことから、感染症の終期が見定められない状況であることが伺えるというふうなところが分かってきております。

経済対策といたしましては、6割の方から業種指定の指定商品券の事業を望む声がございました。

支援については、様々対策を行ってまいりたいと考えておるところでございますけれども、ほっとゆだや温泉プールなど利用料金制を導入している指定管理施設については、営業自粛に基づく休館であるとか、営業時間の短縮による減収額の一部を支援したいというふうに考えておりますし、先ほど農業振興課長からも一部ございましたけれども、畜産振興事業では、和牛の販売価格が下落しているといったことから、畜産農家の経営を支援するため、家畜導入を助成するといったことを考えておるといったところでございます。

また、売上げが減少しておりますお土産物販売など、事業者への支援策といたしまして、首都圏など県外在住の本町出身者宛て詰め合わせセットを発送し、関係人口の継続を維持しようとする事業など、本議会に提案をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 まさに今は緊急事態ということで、大変だと思いますけれども、令和2年度の予算についての考え方について伺いますけれども、やはり今後どういう事態になるのか分からない。やっぱり今年度の予算を変えていくなり、そういう考えはあるのか。そして、そういうことをやる気があるというか、そういう事態になったときにはこの事業はちょっと止めてこっちにやるとか、そういうことがあり得るのか、その辺の考え方をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 今起きているコロナというのは、想定外

の大変な事態が発生しているわけです。したがって、我々としてはできるだけ決めたことをやめるといとか、着手したくないのですけれども、それを打ってでもこの対策には向き合わないといけない、そういう覚悟を持って臨まなければならないと思っていますところであります。

議長 刈田敏君。

1 番 そして、あと各分野にわたって、それぞれやっぱり事業というのはまず必要不可欠の大変なものだと思うのですけれども、そういう流れの中で進めていくことにはやはり総合計画等に準じていっているわけですが、まさに緊急事態であれば、やはりその辺の事業の考え方ということをこれまで以上にもうちょっと課内のほうでもきちっと整理しながら計画を、順次状況を判断していくことが必要ではないかと思うのですけれども、そういう今後の進め方の考え方、その辺をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 今こういう大変な不測の事態に陥ったときに、やはり我々は本来目標とした総合計画を実践する、それが立ち行かなくなる、そのためにいろんな手を尽くすわけですから、やはり本来のあるべき姿に向かっていく、そして今それができなくなっていることに対する手当が必要というふうに思っています。会社の経営、事業の経営されている方に対しては、その継続をやっぱり支援しなければいけない、これが大前提だと思いますし、そこに一人一人の住民の暮らしがあるわけですから、そこで困った人たちに対しては、その暮らしをいかに支えるかというところに手当ををしていかなければならない、そのための情報を収集していくということを優先しなければならないというふうに考えています。

議長 刈田敏君。

1 番 まさにそのとおりだと思いますけれども、やはり助成等あったとしても、それは今後どうなるか、その場限りというか、やはり産業とし

て位置づけながら、トータルして全体総合的にやっぱり進めていくというのが重要なことなのだろうと思いますし、その辺はかなりきちっと把握されながら進めていただければと思います。

次の質問に入ります。アフターコロナとも言われ、今後新しい生活様式が始まります。持続可能な西和賀町を目指すための対応が重要と考えるが、今後の新型コロナウイルス感染症の対策の在り方について伺います。やはり3密を念頭に入れて、今後いろいろなことがあると思いますけれども、特にも教育、健康面についての、どういうことであるのかお伺いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 今後の対策について、教育の面からお話ししたいと思います。

西和賀町の小中学校は、4月16日の政府の発表を受け、全国への緊急事態宣言発令を受けてですが、岩手県から感染防止対策として示された小中学校の臨時休業の考えを受け止めて、大型連休中の4月29日から5月6日まで臨時休業を行いました。そして、5月7日から学校は再開しております。感染症の対策を徹底しての学校を再開しているところではありますが、5月の運動会においては来賓や保護者の方々の観客はない形での開催をするなど、学校行事においても感染拡大防止を講じて対応しているところです。

今後ですが、新型コロナウイルス感染については、町長が先ほどおっしゃったように薬が来るまでは長引くことを想定しまして、第2波、第3波が想定されますが、児童生徒の安全を第一に、学校関係機関との連携を密にし、状況に応じて迅速な対応を講じていきたいというふうに考えております。

特に確かな学力の育成では、GIGAスクール構想による児童生徒への1人1台タブレットの対応です。仮に学校が休業となった際において、児童生徒の家庭での学習環境の整備を取り組んでいきたいと考えており、予算的な対応は

9月以降を見込んでいますが、現在教育委員会では各家庭のネット環境の状況を調査するなど、導入に向けて準備を進めているところです。

また、感染の予防として、衛生管理面の整備については、3つの密を徹底的に避け、マスクの着用、手洗いの徹底、毎朝の検温など、基本的な感染対策を継続するとともに、文部科学省から示されている学校の新しい生活様式に基づいた衛生管理マニュアルを参考に、感染リスクを可能な限り低減し、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していきたいというふうに思っています。

現状としては、新型コロナウイルス感染症については、長期にわたる対応が必要であると認識しておりますし、感染予防対策、学習面の支援はもちろんですが、部活動における対応や児童生徒の心のケアなど、状況に応じて対応を講じていきたいというふうに考えているところです。

長くなりました。よろしくお願いします。

議長 刈田敏君。

1 番 やはりアフターコロナというよりも、もう第2波、3波といって、ウィズコロナという時代になるということは言われております。いかに共存していくかということが問われている中で、やはり教育行政というのはかなり厳しいものだと思います。

私も聞こうかと思ったのですが、やっぱり今進めているタブレットの方針なのですが、これは考え方としては新しく宅内でも使うということの計画というか、推進するというようなお話でよかったですか。

議長 教育長。

教育長 GIGAスクール構想というのは、そもそも授業において通信機器等を利用しながら充実させるということが狙いでしたけれども、このたびのコロナ禍によって状況が一変しております。休業措置を取らざるを得ないような場合には自宅での活用も進めていきたいと思いま

して、ポータブルのWi-Fi等の準備もさせていただくということになっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これは、やっぱりぜひとも進めるようにしていただきたいと思いますし、できれば議会のほうでもタブレットをやれるようにお願いしたいと思いますけれども。

それで、やっぱりこういう状況の中で、各地域での行事、それから子供たちに関わりがあるそういう祭り、行事等が今後どうなるのか、かなり心配ですけれども、その辺は教育長はどのようにお考えですか。

議長 柿崎教育長。

教育長 学校の新しい生活様式においては、この地区としてはレベル1というふうに考えております。感染の予防に注意しながら、全ての学校活動、それから保育園等々の活動を行っていただきたいというような状況でした。やはり心配されるのは、子供たちの感染よりも保護者の感染がすごく心配なところがあります。そこあたりを気をつけていきながら、3密を避けたり手洗い等をしていただきながら、積極的に元気な子供たちを育てるためにも運営のほうは進めていきたいなと現在のところは考えているところです。よろしいでしょうか。

議長 刈田敏君。

1 番 あとは、先ほどこちょっと部活動の話がありましたけれども、これは県の動向とか、そういうのを見極めて、町の判断ではちょっと、町とか中部地区の判断ではどのように進められていくのかということと、やはり子供たちは部活というのに対してかなりシビアに感じているところもありますので、その辺は問題が出るとか出ないかというよりも、その辺も一緒に踏まえながら考えていただければと思いますけれども、その辺の今後の進め方についてお伺いします。

議長 柿崎教育長。

教育長 差し当たりですが、中体連のほうの動きになりますが、中体連のほうでは県大会、それから全国、東北となくなり中止になりましたが、子供たちが3年間頑張ってきたことの成果の場を提供したいということで、地区として、和賀地区としてですけれども、今月の20日、21日と、感染のおそれの低い競技については開催するということで、可能な限りの場の提供は行おうというふうに考えて、各教育委員会同士でも連携をしながら、または中部教育事務所の指導を仰ぎつつ計画しているところになります。

ということで、ぜひ応援のほどよろしく願いたいと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 次の質問に移ります。それでは、先ほどは産業別の現状等をお聞きしましたけれども、今後各課では新型コロナウイルスの状況を見てどういう対応をしていかれるのか、考え方を伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、私のほうから農林関係についてお答えいたします。

新型コロナウイルスが今後どの程度農林業に影響を与えていくか見極めていくことが必要ですが、まず今年度につきましては新型コロナウイルスのために農林業を廃業する農林家を出さないようにすることが重要と考えております。特に大規模経営体ほど影響を受けますので、来年度に向けて再生産が可能となるような対策を取ってまいりたいと考えております。

また、長期的には新しい生活様式による需要の変化に対応し、農林業のスタイルも変化が求められると思いますので、今年は西和賀町農業農村振興プラン見直しの年でもありますので、農林業者、関係機関との連携を強化し、西和賀町の農林業をどのような方向に持っていくのかの検討を行っていく必要もあるものと考えております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 私のほうからもお答えさせていただきます。

国が示しております新しい生活様式は、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染予防の3つが基本となっております、3密の回避などのほか、新たな生活様式としては、買物では通信販売であるとか電子決済を利用する、もしくは食事などではテイクアウトやデリバリー、対面ではなく横並びの食事方法など多くの実践例といったものを示しておるところでございます。現在業種ごとに感染症予防ガイドラインといったものが順次策定されておりますので、それらに応じた対策が必要だろうというふうに考えておるところでございます。

町では、これら新生活様式に伴う必要とされる対策事業については、企業支援といたしまして新ビジネスチャレンジ補助事業といったものを活用していただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 では、農業面についてですけれども、農業面については新たな生命産業とも言われるやはり農業の在り方というのが西和賀には、これからどういう形でいくのかというのは問われていると思います。政府においては、新型コロナウイルス関連対策の財源を2次補正予算に上げて、農林水産業の生産基盤を守るということで経営継続補助金を打ち出しているわけですが、ここをやはり有効に使って、振興プランということで今年やるわけですが、これはかなり今後の西和賀を左右する大きなことだと思うのですが、もう少し具体的にあれば、今後の農林業の進め方の考え方を伺いたいのですが、いかがですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 まだ具体的にということとはなかなか考えられないのですが、今のところ国の予算等で直接農家支援という形

で出てきている予算は少なくなっています。多分今後影響を見て、その影響によって米とか花卉に具体的な対策が出てくるものと思っております。西和賀町の農業の将来的な対応というか、近い将来も含めてですが、やはり安全、安心な作物を地産地消するというのが一つの基本的な考え方になってくるのではないかなと考えております。

今回コロナウイルス、岩手県は全く出ておりませんし、西和賀町はその中でも津波も起こらない、地震にも強いということで、安全な場所という形で全国から認められる可能性もありますので、それに加えて安全な食べ物のある場所というようなPRをしていくことも一つ重要と思っておりますので、そういったことも考えながら、次の西和賀の農業についても考えていきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 番 観光面についてですけれども、交流崩壊とまで言われているこの現状ですね。今町が進めているのは通販、それからテークアウト、そしてキャッシュレスということでもありますけれども、地元の人たち、地元の企業、飲食、観光、やっぱり旅客業というのはかなり厳しいと思うのですけれども、これに対しては、予算規模としてはまだどれぐらいというのはあれだと思うのですけれども、ここの支援が重要ではないかと思うのですけれども、その辺の考えはどのようなのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 支援策につきましては、様々な国や県などでも多くて出しております。そして、さらに国でも追加追加で出てきている状況でございますので、そういったものをまずしっかり見定めながら、町にとっては財源の問題もございますけれども、地方創生交付金もございますし、第2次補正もあるといったお話も聞いておりますので、そういった中で各団体との協議の中で施策を考えていければなというふうに考え

ております。

現在、今回の議会に上程させていただく予定、明日出させていただく予定になっております持続化補助金に係る西和賀町版の上乗せ部分や横出しといったものもございますので、そういったところをやらせていただくことで、さらに状態、実態が明らかになってこようというふうに思っておりますので、必要な対策を継続して検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 明日補正で出るということですが、1,500万の応援券、これを具体的に、さわりだけでいいですが、どういう形でどこにどうやるのかということをお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 午前中もちょっと若干触れさせていただきました。対象といたしましては、宿泊業、飲食店、タクシー業の事業継続を支援するためといったことになっております。助成率50%を見込んでおりまして、1万円の応援券を5,000円で購入できると。予定では、1人2セットまで、世帯ごとまとめて購入できるような形を取りたいというふうに考えておりまして、対象といたしましては、町民であること、もしくは町内で勤務されている方々も対象になっております。

売出しの予定につきましては、現在7月1日から販売をしたいというふうに考えておりまして、発行総額の予定は1,500万円の規模です。ですから、1,500セットということになります。

検討しておりますのは、500円券を20枚程度で1万円分をとるというふうに考えておりまして、できる限り多くの方々に利用していただいて、町内の産業を支えていただく、お手伝いをしていただければというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 1人2セットまでということで、2万円

分を1万円で買えるということで、使い方等は、商店とか、登録、参加するところとかいろいろ出てきていると思うのですけれども、その辺とか、そういうのが分かりやすいものを後でもいいですし、やはりきっちり示していただければ、できれば明日まで。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 予算決定はしたということでございますけれども、ただこういった状況でございますので、直ちに動きたいということで、随意契約にはなりますけれども、観光協会で行っていただくというふうに考えておりまして、既に登録事業者の登録について、皆様方に登録していただきたいといったことに動き出しておるところでございます。

町民の皆様には、15日、全戸配布がございしますので、そういった中でどういった事業であるといったものはしっかりお伝えしたいというふうに思っていますし、さらに登録事業者が確定した折には、7月1日販売になりますから、7月1日にも改めてチラシ等を配布させていただきたいなというふうに考えておるところでございました。

あと使用方法につきまして、改めまして。宿泊業、飲食店、タクシーといったことですので、当然宿泊業に関しては宿泊でも、宴会でも、飲食でも使えるようにしておりますし、飲食店では当然飲食ができますし、それに伴うタクシーの利用なども併せて使っていただければというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 ちなみに、期限があるのかということと、やはり産業全体が回らないと西和賀全体が動いていけないと思います。観光であったり、農業であったり、そういう形では何とかこれをいい形で進めてもらいたいと思いますし、いつまで使えるのか、もしあれであれば。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 失礼いたしました。7月1日から

12月31日を予定しております。販売期間と利用期間は同じ期間を考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 それでは、次に移ります。次は、質問とございますか、提言になると思いますけれども、これまでも空き家のことに関して、空き家条例等、または各地研修等で学んだことについて、空き家に対して話題としてきたところでありますけれども、やはり地元の産業振興活性化のためにもっと進めるべきだと思います。

そこで質問しますけれども、テレワーク等、ライフスタイルの変化によりオフィス、住宅など、空き家の需要が高まると考えます。空き家対策事業をさらに進めてはどうか、現状についてと今後の考え方をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在の町内の空き家の総数は144件であり、うち46件は利活用が可能な状態のよい空き家であると判断しております。また、空き家バンクには現在まで32件の登録があり、うち成約、解体済みを除いた16件が現在も入居者を募集している状況でございます。

コロナ感染症対応でクローズアップされたテレワークやサテライトオフィスなどによるリスク分散等、高まる空き家ニーズへの活用として、例えば町が空き家を借り上げる、または購入し、必要な修繕等を施した上でテレワーク、もしくは居住用の住居として希望者を募集するといった施策も有効かと思われます。

関係部署による事業の実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますし、利活用可能な物件については、所有者の同意、協力を得られることが大前提でありますので、それが得られるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 6 月 4 日には、全国知事会議において日本再生宣言が採択されました。この中で、新たなステージ「WITH・コロナ」に入り、以前の社会に元どおりにはならないということをうたっております。イノベーション創出として、テレワークやオンライン会議を進化させる経済社会のイノベーション創出の動きを加速させると言っております。この動きに西和賀町もついていかなければいけないと思います。この時代に取り残されないよう施策が必要と考えますけれども、町長、どのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから、コロナウイルス感染症の対応の一つとして、これからの社会の在り方、テレワーク、あるいはライフスタイルの変化によるニーズの変化があるだろうということを捉えられております。まさしくそこに可能性があるし、期待ができるものであります。今回のコロナが我々に示した事実の一つとしては、あまり密集して密になってこういうことが起きるのだよということですから、今後いろんな人生の選択において、地方に進みたいというニーズも今までになかった部分から出てくるというふうな可能性が考えられるというふうに私も期待を込めて考えております。

その際、手っ取り早く対応ということになりますと、提案の中にもありますけれども、空き家の活用ということです。これまで空き家の活用につきましては、登録していただいて、バンクで提供するということもありましたが、これをさらに場合によっては推し進めまして、町のほうで契約あるいは購入して、必要な改修をすぐ手だてておいて、これに対応するというようなことで、受皿を早急に用意するということが必要ではないかというふうに思っております。

今後対策協議会の中でいろいろ意見を聞きながら、こういう事業についても具体的に着手で

できればと考えておりますし、その受皿をきちっと整備したいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 やはりこれから住む場所の多様化、それからライフスタイルの変化で、空き家の価値とニーズがやっぱり高まっていくと思います。ぜひとも空き家基金といいますか、こういうものを創設して、万全に次に備えてはどうかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

議長 細井町長。

町長 まだ具体的に基金立ち上げとか、そこまでは入っておりませんが、空き家をさらに有効な形で活用していくと、その手だては検討するというにさせていただきたいと思えます。

議長 刈田敏君。

1 番 基金を創設して、地場の建設業、それから工務店等、そこが回っていくとやっぱり回っていくと思うのですよ。そこにお金をかけることが今西和賀町で必要なことと考えます。やはり基金創設を考えながら、町の経済をもっと回すようお願いというか、そういう施策をやりながら、何とかコロナウイルスに打ち勝つような西和賀町、今後さらに進めていただければと思います。

このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2 時 13 分 散 会